

様式第4号（第11条関係）

基住第133号
令和8年6月5日

第3区 区長 上田 昭弘 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

提案のあった県道基山公園線の主要交差点における防犯カメラ設置の要望について、町が管理する防犯カメラは、交差点や学校、図書館、公園などの不特定多数の者が自由に入出入りできる空間へ設置しています。

要望の箇所のうち玉虫交差点は設置が必要と判断したため、設置箇所について地元や地権者と協議を行った上で設置してまいります。

また、基山駅前交差点及び基山京町交差点の防犯カメラについては、両方の交差点が確認できる場所に設置してまいります。

2 取扱いの理由

町が管理する防犯カメラは、基山町防犯カメラ設置指針の対象となるよう設置しており、その内容及び現地状況により必要性の判断を行ったものです。